

こども誰でも通園制度について (認可に係る意見聴取)

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる新たな通園給付制度として、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設され、令和8年度から全国で本格実施されることとなります。

【対象児童】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】

事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、
家庭的保育事業所、幼稚園等

【実施方法】

- ・ 余裕活用型…保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、定員の範囲内で受け入れ
 - ・ 一般型（在園児合同又は専用室独立）
…保育所等の定員とは別に定員を設定
- ※各実施事業者が実情に合った実施方法を選択の上、認可申請し、市が認可を行う。

【利用方法・利用料金等】

現在、国で所要法令・基準等の整備を行っており、令和8年度からの制度移行後に向け、本年度中に本市も関係条例等の整備制定を行うこととしている。

(裏面へ)

2 意見聴取の内容

令和 8 年度 4 月実施予定として申請されている施設

施設名称	事業主体	所在地	利用定員
もずめこども園	社会福祉法人 大原野児度福祉会	物集女町南条 65 番地	(余裕教室活用型) 0 歳 15 人 1 歳 20 人 2 歳 25 人
まこと幼稚園	学校法人 真善美三一学園	鶏冠井町山畑 25 番地	(一般型) 0~2 歳 18 人 【参考】 0 歳 6 人 1 歳 6 人 2 歳 6 人